

鳥羽市キッズスペース等整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子どもの居場所づくりと子育て環境の充実を図ることを目的に、キッズスペース等を整備する市内事業者に対し、鳥羽市キッズスペース等整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、鳥羽市補助金等交付規則（昭和49年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) キッズスペース 乳幼児及び児童が保護者の見守りのもと安全に遊ぶことができる専用又は区画された空間
- (2) お子さまランチ 乳幼児及び児童向けに供される複数のおかず、主食等を一つの皿又はトレーに盛り付けた食事

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に不特定多数の者が利用する施設（以下「補助対象施設」という。）を置き、事業を営む法人、その他の団体及び事業を営む個人（民間のものに限る。）をいう。ただし、次の各号いずれかに該当する団体を除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者であると認められるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業を営む者
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、

補助対象施設において実施される、次の各号に該当するものとする。

(1) キッズスペース整備（新設、改修、備品購入等）事業

(2) お子さまランチ開発事業（前号に掲げる事業を実施するものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、特定の政治活動及び宗教活動を目的とした事業については、補助対象事業としない。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費であって、次の各号に掲げるものとする。

(1) 工事請負費及び修繕費（新設又は改修工事）

(2) 備品購入費及び消耗品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

3 次に掲げる経費は、補助対象としない。

(1) 食材費（食料品及び飲料の購入費）

(2) 光熱水費

(3) 人件費（工事請負費及び修繕費に係る人件費を除く。）

(4) 役務費（配送料）

(5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税

(6) 国、県その他の団体から補助金やその他これに類する交付金等の交付を受ける経費

(7) その他補助対象として不適当であると市長が認める経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額に3分の2を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、上限を180,000円とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第1号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、市長が別に定める日までに規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第2号)

(2) 補助事業の経費に係る領収書等の写し

(3) 補助事業の実施結果が確認できる写真等の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(財産管理)

第9条 補助金の交付を受けて整備した施設等については、補助対象事業の完了後においても、適正に管理するとともに、当該事業の目的に反する使用をしてはならない。

(交付回数)

第10条 補助金の交付は同一施設につき同一年度1回とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年9月1日から施行する。